

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十六号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十一月一日とする。ただし、同法第一条中貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十四条の改正規定並びに同法附則第一条の次に一条を加える改正規定の施行期日は、令和元年七月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 石井 啓一